

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路トンネルにおける部分安全係数設計法の適用に関する検討業務
2 業 者 名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
3	
<p>本業務については、簡易公募型プロポーザル方式による業務発注を実施した。技術提案書の提出を招請し、建設コンサルタント選定委員会において、技術提案書の評価を行い、業務実績、技術提案、実施体制等の総合的評価から、株式会社オリエンタルコンサルタンツを特定した。</p> <p>以上により、本業務は、契約規程第2条第2号に該当するものとして、株式会社オリエンタルコンサルタンツと契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとする。